

産業廃棄物処理施設（大迫地区）

埋立処分終了から廃止までの間の維持管理の方法

埋立処分の終了から廃止までの間の維持管理方法

(1) 浸出水の調査

a. 浸出水の採水箇所

浸出水は処分場最下流に位置する浸出水貯留槽（別図参照）にて採取する。

b. 浸出水の分析項目および分析頻度

浸出水の分析項目および分析頻度は下表のとおりとする。

項目	頻度	項目	頻度
水素イオン濃度	1回/月	1.1.1 - トリクロロエタン	1回/6ヶ月
化学的酸素要求量		1.1.2 - トリクロロエタン	
浮遊物質量		1.3 - ジクロロプロペン	
ホルマリン抽出物質		チウラム	
窒素含有量		シマジン	
生物化学的酸素要求量	1回/3ヶ月	チオベンカルブ	1回/年**
カドミウム及びその化合物	1回/6ヶ月	ベンゼン	
シアン化合物		セレン及びその化合物	
有機燐化合物		ほう素及びその化合物	
鉛及びその化合物		アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
六価クロム化合物		フェノール類含有量	
砒素及びその化合物		銅含有量	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		亜鉛含有量	
アルキル水銀化合物		溶解性鉄含有量	
ポリ塩化ビフェニル		溶解性マンガソ含有量	
トリクロロエチレン		クロム含有量	
テトラクロロエチレン		大腸菌群数	
ジクロロメタン		ふっ素及びその化合物	
四塩化炭素		燐含有量	
1.2 - ジクロロエタン		ダイオキシン類	
1.1 - ジクロロエチレン		1.4 - ジオキサン	
シス - 1.2 - ジクロロエチレン			

※廃止前2年間は1回/6ヶ月の頻度で実施

(2) 浸出水処理水の調査

a. 浸出水処理水の採水箇所

浸出水処理水は浸出水処理装置出口（別図参照）にて採取する。

b. 浸出水処理水の分析項目及び分析頻度

浸出水処理水の分析項目及び分析頻度は下表のとおりとする。

項目	頻度	項目	頻度
水素イオン濃度	1回/月	1.1.1 - トリクロロエタン	1回/6ヶ月
化学的酸素要求量		1.1.2 - トリクロロエタン	
浮遊物質		1.3 - ジクロロプロペン	
ホルムアルデヒド抽出物質		チウラム	
窒素含有量		シマジン	
カドミウム及びその化合物	1回/6ヶ月	チオベンカルブ	1回/年※
シアン化合物		ベンゼン	
有機リン化合物		セレン及びその化合物	
鉛及びその化合物		ほう素及びその化合物	
六価クロム化合物		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
砒素及びその化合物		フェノール類含有量	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		銅含有量	
アルキル水銀化合物		亜鉛含有量	
ポリ塩化ビフェニル		溶解性鉄含有量	
トリクロロエチレン		溶解性マンガ含有量	
テトラクロロエチレン		クロム含有量	
ジクロロメタン		大腸菌群数	
四塩化炭素		ふっ素及びその化合物	
1.2 - ジクロロエタン		燐含有量	
1.1 - ジクロロエチレン		ダイオキシン類	
シス - 1.2 - ジクロロエチレン		1.4 - ジオキサソ	

※廃止前2年間は1回/6ヶ月の頻度で実施

(3) 地下水の調査

a. 地下水の採取箇所

地下水は処分場上流部および下流部に設置する地下水観測井戸（別図参照）より採取する。

b. 地下水の分析項目および分析頻度

地下水の分析項目および分析頻度は下表のとおりとする。

項目	頻度
電気伝導率	1回/月
塩化物イオン	
アルキル水銀	1回/6ヶ月
総水銀	
カドミウム	
鉛	
六価クロム	
砒素	
全シアン	
ポリ塩化ビフェニル	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
1.2 - ジクロロエタン	
1.1 - ジクロロエチレン	
1.2 - ジクロロエチレン	
1.1.1 - トリクロロエタン	
1.1.2 - トリクロロエタン	
1.3 - ジクロロプロペン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
ふっ素	
ほう素	
ダイオキシン類	1回/年
1.4-ジオキサン	
塩化ビニルモノマー	

(4) 湧出ガスの調査

a. 湧出ガスの採取箇所

当該処分場は埋立されている廃棄物が無機物の燃え殻・ばいじんのみであるため、微生物の分解により湧出ガスが発生する可能性はないことから、ガス抜き管は設置していない。そのため、湧出ガスは 3 工区浸出液集排水管最上部（別図参照）に設置した採取口より採取する。

b. 湧出ガスの分析項目および分析頻度

当該処分場は埋立されている廃棄物が無機物の燃え殻・ばいじんのみであるため、微生物の分解により湧出ガスが発生する可能性はないことから、湧出ガスの分析項目および分析頻度は下表のとおりとする。なお、分析方法については廃棄物最終処分場安定化監視マニュアル（環水企第 311 号別添）に準拠した方法にて実施する。

項目	頻度	
	埋立終了後 2 年間 および廃止前 2 年間	それ以外
メタン	2 回/年	1 回以上/年 [※]
二酸化炭素		

※ 埋立終了後 2 年間以降も湧出ガスの発生が認められる場合は、2 回/年の頻度で実施する。

(5) 内部温度の測定

a. 内部温度の測定箇所

内部温度は3工区浸出水集配水管最上部（別図参照）に設置した採取口より温度計を挿入に測定する。なお、測定高さについては外気温の影響を受けない高さを選定し測定する。

b. 内部温度の測定頻度

当該処分場に埋立されている廃棄物は無機物の燃え殻・ばいじんのみであり、微生物の分解反応による発熱の可能性はないことから、分析頻度は下表のとおりとする。

項目	頻度	
	埋立終了後2年間 および廃止前2年間	それ以外
内部温度	2回/年	1回以上/年 [※]

※ 埋立終了後2年間以降も内部温度が周辺と比べて高い場合は、2回/年の頻度で実施する。

(6) 沈下量の調査

a. 沈下量の測定箇所

当該処分場に埋立されている廃棄物は無機物の燃え殻・ばいじんのみであり、微生物の分解により廃棄物の性状が変化することはなく、地盤沈下の可能性はないことから、沈下量の測定は最終埋立箇所である 3 工区（別図参照）のみに沈下杭を設置し測定する。

b. 沈下量の測定頻度

沈下量は 1 回/年測定する。

